

都市整備局「女性活躍モデル工事」試行実施要領

1 目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下、改正品確法という。）」では、公共工事の品質確保のための担い手の育成・確保が発注者の責務として規定されている。この改正品確法に基づき、都市整備局では女性の建設産業への入職促進や就労継続等に向けた環境整備の推進を目的として「女性活躍モデル工事」を試行する。

本要領は、「女性活躍モデル工事」（以下、「試行工事」という。）の業務の流れ及び留意事項を定めたものである。

2 女性活躍モデル工事の概要

（１）発注者指定型の試行対象工事の明示

発注者は、発注者指定型により試行工事を実施する場合には、当該工事が試行工事である旨を特記仕様書、起工書及び案件公表時に明示する。

（２）受注者希望型の場合

（１）以外の工事で、現場着手日より前に受注者から本実施要領に定める取り組みを実施したいとの協議があり、受注者が取り組みを実施した場合は、設計変更及び工事成績評価における扱いも発注者指定型による試行工事と同様とする。

（３）女性技術者担当作業の確認

受注者は、主任（監理）技術者、現場代理人または担当技術者のいずれかに、女性技術者を配置し、従事させる。

ここで、主任（監理）技術者及び現場代理人は工事請負契約書第９条で定める者とする。また、担当技術者は当該工事現場に常駐し、工事の施工計画、工程管理、品質管理、その他の技術上の管理や当該工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行う者とする。

（４）女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備

女性技術者が現場で活躍するために必要な環境を整備するために、以下の取り組みを実施する。

①女性専用の休憩（更衣）室の設置

②女性専用の快適トイレの設置※¹

③女性技術者活躍のPR※²

※¹ 快適トイレの仕様等については、東京都都市整備局ホームページに掲載

※² 工業系女子学生を対象とした現場見学会の開催、業界団体を通じた女性活躍モデル工事の事例紹介などによるPR

（５）工事成績評価における加点評価及び減点評価

「女性技術者を全期間配置した場合」及び「優良な広報活動を行った場合」には、工事成績評価で加点対象とし評価する。また、「女性技術者を当初契約工期（土日、祝日を含まない日数）の半分以上の日数を配置しなかった場合」及び「女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備を行わなかった場合」には、工事成績評価を減点する。

3 業務の流れ

(1) 発注時

- 1) 発注者は発注者指定型により試行工事を実施する場合は、特記仕様書、起工書及び案件公表時に下記のとおり記載する。

【特記仕様書】

- ・別紙1のとおり記載する。

【起工書】

- ・起工書の「その他」に、『本工事は「女性活躍モデル工事」の試行対象案件である。』を記載する。

【案件公表時】

- ・発注予定表の「発注予定備考欄」に『本工事は「女性活躍モデル工事」の試行対象案件である。』を記載する。

- 2) 発注者は「2（4）女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備」の①及び③に要する費用を現場環境改善費（率）により計上する。②は当初設計では金額を計上せず、変更契約時に計上する。
- 3) 入札参加者は、配置予定技術者（主任（監理）技術者、現場代理人または担当技術者）に女性技術者の配置を検討する。

(2) 契約後

1) 女性技術者の配置

受注者は主任（監理）技術者、現場代理人または担当技術者のいずれかに女性技術者を配置する。

女性技術者を現場代理人または担当技術者として配置する場合は、当初契約工期（土日、祝日を含まない日数）の半分以上の日数を配置する。なお、受注者と女性技術者には、3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。

受注者は女性技術者を担当技術者として配置する場合には、工事契約後すみやかに別紙1により女性技術者の配置について通知する。なお、女性技術者を主任（監理）技術者または現場代理人として配置する場合は、「現場代理人及び主任技術者等通知書」で確認できるため、別紙2の提出は不要とする。

2) 女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備

受注者は、契約締結後、現場着手前までに女性技術者の担当作業について、実施計画書を取りまとめ、監督員と協議し内容の承諾を得たうえで次の環境整備を行う。

①女性専用の休憩（更衣）室の設置

②女性専用の快適トイレの設置※¹

③女性技術者活躍のPR※²

※1 快適トイレの仕様等については、都市整備局ホームページに掲載してある。

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/sinsei/itakuukeoi.htm>

※2 工業系女子学生を対象とした現場見学会の開催、業界団体を通じた女性活躍モデル工
事の事例紹介等によるPR

3) 設計変更

発注者は「2(3) 女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備」の②に要する費用
を東京都都市整備局ホームページに掲載の『建設現場に設置する「快適トイレ」の導入につ
いてのお知らせ』の費用計上方法に基づき、変更契約時に計上する。

なお、試行工事の場合でも、快適トイレの設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基
／工事までとし、設置・運搬に要する費用等の計上方法についても快適トイレと同様とする。

(3) 完了後

受注者は、工事完了時に女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備の実施写真を提出
する。

4 留意事項

(1) 配置された女性技術者の途中交代は以下のとおりとする。

女性技術者の途中交代を行う場合は、現場内に主任（監理）技術者、現場代理人または担当
技術者のいずれかに女性技術者が1名以上配置された状態が維持されるように、後任の技術者
を選定すること。

ただし、主任（監理）技術者の交代については、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等
真にやむを得ない場合にのみ認めるものとする。

(2) 工事成績評定での加点評価、減点評価は以下のとおりとする。

①女性技術者を全期間配置した場合は、「創意工夫と熱意」の「8 現場や施工の管理に対する熱
意」の項目で加点対象として評価する。

②優良な広報活動を行った場合は、「社会貢献」の「6 「東京都魅力ある建設事業推進協議会
（CCI東京）」の理念に基づき、建設事業のイメージアップに関わる事業を計画し実施した。」
の項目で加点対象（1点）として評価する。

③発注者指定型については、女性技術者を当初契約工期（土日、祝日を含まない日数）の半分
以上の日数配置しなかった場合は、「法令順守等」の「監理技術者等が正当な理由なく変更さ
れた」の項目で減点（3点）する。

④発注者指定型については、「2(4) 女性技術者が現場で活躍するために必要な環境整備」に
示す①～③の環境整備を行わなかった場合は、「法令順守等」の「監督員の承諾なく、施工計
画と異なる施工を行った」の項目で減点（3点）する。

(3) 受注者は試行工事の検証を行うため、発注者が行うアンケート調査に協力しなければなら
ない。